

パブリックコメント
意見募集
第4次厚真町総合計画(改訂版)

「第4次厚真町総合計画」は、平成28年に策定された町の最上位計画です。今回、胆振東部地震の影響や昨今の社会情勢の変化などを踏まえて、目標や取り組み内容を見直す改訂を行います。

また、今回の改訂を機に「厚真町復旧・復興計画第3期」、「第2期 厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」および「厚真町強靱化計画」についても総合計画同様に町の施策を束ねる分野横断型の計画であることから、総合計画と一体的に策定することとなりました。計画策定にあたり、皆様のご意見をお寄せください。

- 意見を提出できる方
- ・町内に住所を有する方
 - ・町内に事務所または事業所などを有する個人、法人その他団体
 - ・町内の事務所または事業所に勤務する方
 - ・町内の学校に在学する方
 - ・このパブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する方

募集期間
1月18日(月)～2月16日(火)17時30分必着

- 資料の閲覧場所
- ・まちづくり推進課、上厚真支所(書面の縦覧)
 - ・町ホームページ

意見の提出方法
意見提出用紙(氏名および住所、法人その他の団体は名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記入)を郵送、持参、ファックス、電子メールにて提出

- 意見の提出先
- ・持参・郵送
〒059-1692 京町120番地
まちづくり推進課 地方創生・復旧復興計画策定室
※開庁時間…8時30分～17時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)
 - ・☎27-3179 ファックス:27-2328
 - ・電子メール:hukkou@town.atsuma.lg.jp

パブリックコメント
意見募集
厚真町都市計画マスタープラン

「厚真町都市計画マスタープラン」は、厚真町の特性を最大限に活かした将来の都市像を町民と行政がともに考え、その実現に向けたまちづくりの方向性を示すものであり、今後の土地利用の誘導や道路・公園などの都市基盤施設の整備を行う上での指針となるものです。

厚真町では、平成16年(2004年)に「厚真町都市計画マスタープラン」を策定しました。その後16年が経過し上位計画である「第4次厚真町総合計画」、および「都市計画区域の整備、開発、および保全の方針」が今年度改訂予定で、昨今の人口減少、少子高齢化、自然災害などの社会情勢の変化に対応するため、見直し作業を進めています。見直しにあたり、皆様のご意見をお寄せください。

- 意見を提出できる方
- ・町内に住所を有する方
 - ・町内に事務所または事業所などを有する個人、法人その他団体
 - ・町内の事務所または事業所に勤務する方
 - ・町内の学校に在学する方
 - ・このパブリックコメント手続きに係る案件に利害関係を有する方

募集期間
1月18日(月)～2月16日(火)17時30分必着

- 資料の閲覧場所
- ・建設課都市計画グループ、上厚真支所(書面の縦覧)
 - ・町ホームページ

意見の提出方法
意見提出用紙(氏名および住所、法人その他の団体は名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地を記入)を郵送、持参、ファックス、電子メールにて提出

- 意見の提出先
- ・持参・郵送
〒059-1692 京町120番地
建設課 都市計画グループ
※開庁時間…8時30分～17時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)
 - ・☎27-2451 ファックス:27-2328
 - ・電子メール:toshi@town.atsuma.lg.jp

入札参加資格審査

総務課 財政グループ ☎27-2481

令和3、4年度に町が発注する建設工事等の入札に参加される方は、申請書を提出してください。

令和3、4年度に町が発注する建設工事等の入札に参加される方は、入札参加資格審査申請書を提出してください。
なお、建設業以外の物品等販売指名を希望する町内業者の方は、入札参加資格審査申請書の提出を特に必要としません。
また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送での提出にご協力ください。

- 提出書類
入札参加資格審査申請書および工事または物件の販売等の実績や誓約書など指定の添付書類
- 有効期限
令和3、4年度の2年間
- 受付期間
2月1日(月)～2月28日(日)
※消印有効
※受付窓口は土曜・日曜、祝日を除く
- 窓口受付時間
9時～12時、13時～17時



確定申告

苫小牧税務署 ☎0144-32-3165

令和2年分の所得税・復興特別所得税の申告は2月16日(火)～3月15日(月)までです。

オンラインを活用して感染防止!

国税庁ホームページでは、パソコンやスマートフォンなどから、所得税や消費税、贈与税の申告書を作成し、e-tax(電子申告)または印刷して郵送で提出することができます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひご自宅での申告書の作成と提出をお願いします。

医療費控除は「医療費控除の明細書」の添付が必要です!

平成29年度分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)。

なお、「医療費控除の明細書」の添付に代えて、医療費の領収書の提示または提出による経過措置は、令和元年分で終了していますのでご注意ください。

マイナポイント・厚真町プレミアムポイント

国のマイナポイント事業と連携して、厚真町プレミアムポイントを上乗せするキャンペーンを開催しています。

マイナポイントを付与するキャッシュレス決済サービスにPayPayを選択して、町内の対象店舗で買い物をすると、5,000円分のマイナポイントとは別に上限5,000円分の厚真町プレミアムポイントを受け取ることができます。

- ポイントの付与期間
マイナポイント・・・3月31日(水)まで
厚真町プレミアムポイント・・・2月28日(日)まで

●問い合わせ
マイナンバーカードについて▶住民課 町民生活グループ☎26-7871
(ケアセンターゆくり内)

各ポイントについて▶町商工会 ☎27-2456

マイナポイント・厚真町プレミアムポイントについての支援窓口を町商工会に設置していますのでお気軽にご相談ください。

